

## ※関税法基本通達

### (保税蔵置場に対する処分の基準等)

48—1 保税蔵置場について、法第 48 条第 1 項の規定に基づく処分を行おうとする場合は、次による。ただし、次により処分を行うことが適当でないと判断される場合又は疑義が生じた場合は、意見を付して、あらかじめ本省と協議する。

#### (1) 法第 48 条第 1 項第 1 号に基づく処分

##### イ 処分の時期

処分は、原則として非違（法の規定に違反する行為。以下この項において同じ。）の事実が判明次第、遅滞なく行う。

##### ロ 処分の対象

処分は、非違が行われた保税蔵置場に限り行う。なお、保税業務検査等で複数の非違が発覚した場合は、原則として、これらの非違を一括して処分する。

##### ハ 処分点数の算出方法

処分は、非違の内容に応じて、順次、次により算出した点数の合計点数（1 点未満の端数があるときは、これを切り捨てる。下記(2)イ(ハ)において同じ。）に基づき行う。

(イ) 別表 1 により算出した点数

(ロ) 別表 2 により算出した点数

(ハ) 非違が故意に行われたと認められる場合は、10 点（当該非違が関税等のは脱若しくは無許可輸出入を目的として行われた場合又はこれらの事実を隠ぺいするために行われた場合は 20 点）を加算する。

(ニ) 被許可者から非違が行われた旨の申し出があった場合は、(イ)から(ハ)までにより算出した合計点数から、その 2 分の 1 に相当する点数を減算することができる。ただし、税関が具体的な非違の指摘をした後に申し出があった場合、過去にも同様の非違が行われた場合その他減算することが適当でないと認められる場合を除く。

(ホ) 被許可者である法人が、非違が行われたことを受け、社内管理体制を改善する等、直ちに再発防止のための方策を講じた場合は、(イ)から(ニ)までの合計点数から 10 点を限度として減算することができる。ただし、過去にも同様の非違が行われた場合その他減算することが適当でないと認められる場合を除く。

##### ニ 処分内容の決定

処分内容は、上記ハにより算出した合計点数に応じ、次により決定する。この場合において、保税蔵置場の許可を取り消そうとするときは、あらかじめ本省と協議する。

(イ) 10 点以下の場合は、原則として処分は行わない。

(ロ) 10 点を超え、100 点未満の場合は、10 点を超える点数 1 点につき 1 日として算出した日数に相当する期間の外国貨物又は輸出しようとする貨物（以下この項に

において「外国貨物等」という。)の搬入を停止させる(以下この項において「搬入停止処分」という。))。

ただし、60点以上の場合で、今後も貨物管理体制の改善が見込まれない等、当該保税蔵置場の許可を取り消すことがやむを得ないと税関長が判断したときは、当該許可を取り消すことができる。

(ハ) 100点以上の場合、原則として保税蔵置場の許可を取り消す。

(2) 法第48条第1項第2号に基づく処分

イ 法第43条第2号又は第6号(同条第2号に該当する者に係るものに限る。)に該当することとなった場合

(イ) 処分の時期

処分は、原則として、法の規定に違反して刑に処せられ、又は通告処分を履行した後、遅滞なく行う。

(ロ) 処分の対象

処分は、原則として、被許可者が許可を受けている全ての保税蔵置場について、告発又は通告処分単位で行う。

(ハ) 処分点数の算出方法

処分は、処罰の根拠となった罰条及び非違の内容に応じて、順次、次により算出した点数の合計点数に基づき行う。

A 別表3により算出した点数。

B 別表2の加算点数表②により算出した点数。この場合において、同表中「別表1」とあるのは「別表3」と読み替えて適用する。

C 被許可者から非違が行われた旨の申し出があった場合は、A及びBにより算出した合計点数から、その2分の1に相当する点数を減算することができる。ただし、税関が具体的な非違の指摘をした後に申し出があった場合その他減算することが適当でないと認められる場合を除く。

D 被許可者である法人が、非違が行われたことを受け、社内管理体制を改善する等、直ちに再発防止のための方策を講じた場合は、AからCまでの合計点数から10点を限度として減算することができる。ただし、過去にも同様の非違が行われた場合その他減算することが適当でないと認められる場合を除く。

(ニ) 処分内容の決定

処分内容は、上記(1)ニに準じて決定する。この場合において、保税蔵置場の許可を取り消そうとするときは、あらかじめ本省と協議する。

ロ 法第43条第3号から第10号までのいずれかに該当することとなった場合(上記イに該当する場合を除く。)

(イ) 処分の時期

処分は、原則として、被許可者が法第43条第3号から第10号までのいずれかに該当することとなった後、遅滞なく行う。

(ロ) 処分の対象

法第 43 条第 9 号又は第 10 号に該当することとなったときの処分は、同各号に該当することとなった保税蔵置場に限り、これ以外の処分は、原則として、被許可者が許可を受けている全ての保税蔵置場について行う。

(ハ) 処分内容の決定

処分の必要性及び妥当性等を十分勘案し、処分を行うことが適当であると税関長が判断した場合は、原則として保税蔵置場の許可を取り消す。ただし、今後、改善が見込まれる等許可を取り消すことが適当でないと認められる場合は、改善に要する日数等を勘案した上で、搬入停止処分とすることができる。

なお、保税蔵置場の許可を取り消そうとするときは、あらかじめ本省と協議する。

(3) 搬入停止処分期間中における非違に対する処分

搬入停止処分期間中に外国貨物等を搬入した場合その他搬入停止処分期間中に非違が行われた場合は、改めて上記(1)又は(2)イにより処分点数を算出して処分する。なお、この場合の処分は、当初の搬入停止処分の終了を待つことなく行って差し支えない。

(4) 法第 48 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に基づく一括処分

法第 48 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に基づく処分を一括して行う場合であっても、処分はそれぞれの規定毎に処分内容を決定して行う。この場合において、処分内容がいずれも搬入停止処分である場合は、それぞれの搬入停止日数を合算して行う。

(5) 処分の通知等

イ 法第 48 条第 2 項に規定する通知は、「処分に関する意見聴取等の通知書」(C-3191)により行う。

ロ 処分を行う際の保税蔵置場の被許可者への通知は、「処分通知書」(C-3192)に「不服申立て等について」(C-7009)を添付したものを書留郵便で送付することにより行う。

ハ 上記(1)又は(2)により処分を行ったとき(上記(1)ニ(イ)又は上記(2)イ(ニ)の規定により処分を行わなかった場合を含む。)は、「保税地域処分報告(通報)書」(C-3193)により、本省に報告するとともに、他の税関に通報した上、当該報告(通報)書を 10 年間保存する。なお、当該報告(通報)及び保存は、電子情報処理組織により行って差し支えない。

## 別表 1

(本表の適用方法)

- (1) 件数の算定に当たっては、原則として、輸入貨物にあつては、処分の対象となる保税蔵置場への貨物搬入時における船荷証券 (Bill of Lading)、航空運送状 (Air Waybill) 等を単位とし、輸出貨物にあつては、当該貨物搬入時における船積指図書 (Shipping Order)、船積依頼書 (Shipping Instruction)、貨物受取証 (Dock Receipt)、貨物運送状引渡書 (Local Delivery Receipt) 等を単位とする。ただし、これらの単位によって件数を算定することが適当でない認められるものについては、通常、一件の許可、承認等の対象とされる範囲を一の単位として件数を算出するものとする。
- (2) 複数の非違が行われた場合は、違反した非違の規定毎に非違件数に応じた点数を算出することとする。ただし、一の非違が複数の規定に該当する場合は、最も基礎点数の高い非違のみがあつたものとして算出する。
- (3) 上記(2)の場合において、非違件数が 10 件を超えるときは、その超える件数 10 件まで毎に右欄に掲げる基礎点数を加算する。ただし、同表の左欄 2. に掲げる基礎点数の合計は 60 点を限度とする。

(留意事項)

表の左欄に掲げる非違は、保税地域における業務に関連する可能性の高い非違として、法第 4 章及び第 5 章から例示的に掲げたものであり、これ以外の非違であっても本表の適用の対象となり得る。

非違の態様	基礎点数
	10 件以下
1. 禁止されている行為を行い、若しくは許可又は承認を要する行為について、当該許可又は承認を受けることなく当該行為を行うこと。	3
① 他所蔵置の許可を受けることなく、保税地域以外の場所に外国貨物 (特例輸出貨物を除く。) を置くこと (法第 30 条第 1 項)。	
② 許可を受けることなく、保税地域にある外国貨物を見本として一時持ち出すこと (法第 32 条)。	
③ 保税地域においてできることとされている行為以外の行為を行うこと (法第 37 条第 1 項、法第 40 条第 1 項 (法第 49 条において準用する場合を含む。)、法第 42 条第 1 項、法第 56 条第 1 項、法第 62 条の 2 第 3 項、法第 62 条の 8 第 1 項)。	
④ 承認を受けることなく、置くことができる期間を超えて外国貨物を保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域に置くこと (法第 43 条の 2 及び第 43 条の 3 第 1 項 (法第 61 条の 4 及び第 62 条の 15 において準用する場合を含む。)、法第 56 条第 2 項、法第 57 条、法第 62 条の 9、法第 62 条の 10)。	

<p>⑤ 許可を受けることなく、外国貨物等についての見本の展示、簡単な加工その他これらに類する行為を行うこと（法第 40 条第 2 項（法第 49 条において準用する場合を含む。））。</p>	
<p>⑥ 搬入停止処分を受けている期間中において、外国貨物等を保税蔵置場に搬入すること（法第 41 条の 2 第 1 項、法第 48 条第 1 項（法第 62 条又は法第 62 条の 7 において準用する場合を含む。）、法第 62 条の 14 第 1 項）。</p>	
<p>⑦ 許可を受けることなく、保税工場以外の場所で保税作業を行うこと（法第 61 条第 1 項（法第 62 条の 15 において準用する場合を含む。））。</p>	
<p>⑧ 承認を受けることなく、保税展示場に外国貨物を入れること（法第 62 条の 3 第 1 項）。</p>	3
<p>⑨ 保税展示場において、販売貨物用等貨物の蔵置場所の制限に反して外国貨物を蔵置すること（法第 62 条の 4 第 1 項（法第 62 条の 15 において準用する場合を含む。））。</p>	
<p>⑩ 許可を受けることなく、保税展示場以外の場所で外国貨物を使用すること（法第 62 条の 5（法第 62 条の 15 において準用する場合を含む。））。</p>	
<p>⑪ 承認を受けることなく、外国貨物（特例輸出貨物を除く。）を運送すること（法第 63 条第 1 項、法第 64 条第 1 項）。</p>	
<p>⑫ 上記のほか、法の規定により禁止されている行為を行い、又は行うべき行為を怠ること、若しくは許可又は承認を要する行為について、当該許可又は承認を受けることなく当該行為を行うこと。</p>	
<p>2. 税関への届出若しくは報告等又は自主的な記帳を要する行為について、当該届出、報告等又は記帳を怠ること。</p>	
<p>① 外国貨物を廃棄することにつき、税関への届出を怠ること（法第 34 条）。</p>	
<p>② 指定保税地域、保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域において管理する外国貨物等に係る記帳を怠り、又は虚偽の記帳等を行うこと（法第 34 条の 2、法第 61 条の 3、（法第 62 条の 7 において準用する場合を含む。））。</p>	2
<p>③ 保税蔵置場の貨物の収容能力の増減又は改築、移転その他の工事を行うことにつき、税関への届出を怠ること（法第 44 条第 1 項（法第 61 条の 4、第 62 条の 7 及び第 62 条の 15 において準用する場合を含む。））。</p>	
<p>④ 保税蔵置場において外国貨物が亡失した場合に、税関への届出を怠ること（法第 45 条第 3 項（法第 36 条第 1 項、第 41 条の 3、第 61 の 4、第 62 条の 7、第 62 条の 15 において準用する場合を含む。））。</p>	

⑤ 保税蔵置場の業務を休止し、又は廃止することにつき、税関長への届出を怠ること（法第 46 条（法第 61 条の 4、第 62 条の 7 及び第 62 条の 15 において準用する場合を含む。））	2
⑥ 保税工場における保税作業の開始又は終了の際の税関への届出を怠ること（法第 58 条ただし書きに規程する場合を除く。）（法第 58 条）。	
⑦ 指定保税工場における製造に係る製造報告書の税関への提出を怠ること（法第 61 条の 2 第 2 項（法第 62 条の 15 において準用する場合を含む。））。	
⑧ 総合保税地域において販売され、又は消費される外国貨物を当該総合保税地域に入れることにつき、税関への届出を怠ること（法第 62 条の 11）。	
⑨ 保税運送の発送及び到着の際に、当該運送に係る運送目録について税関への提示等を怠ること（法第 63 条第 3 項、第 5 項及び第 6 項）。	
⑩ 難破貨物等について、税関長の承認を受けて運送した場合において、当該承認を証する書類の到着地の税関への提出を怠ること（法第 64 条第 3 項、法第 66 条第 2 項）。	
⑪ その他、法の規定により、税関への届出若しくは報告等又は自主的な記帳を要する行為について、当該届出、報告等又は記帳を怠ること。	

## 別表 2

### 加算点数表①

（本表の適用方法）

一の処分を行う場合において、左欄に掲げる者が非違に関与していると認められる場合は、右欄に掲げる点数を加算する。この場合において、複数の者が左欄に該当しているときであっても、加算点数の最も高い 1 者に係る点数を加算する。

関与者	加算点数
A 被許可者（被許可者が法人である場合は、その役員）	30
B 代理人又は支配人その他の主要な従業者	10

### 加算点数表②

（本表の適用方法）

一の処分を行う場合において、非違が左欄に掲げる期間内に行われた場合は、右欄に掲げる点数を加算する。この場合において、複数の非違が行われたときは、処分の通知を行った日（以下この項において「通知日」という。）以後、最初の非違が行われた日に全ての非違が行われたものとして算出する。

期間	加算点数
A 通知日以後、搬入停止処分期間の末日まで	別表 1 により算出した点数の 2 倍に相当する数に 10 を加えた点数
B 通知日以後、同日から起算して 1 年を経過する日まで (A の期間を除く。)	別表 1 により算出した点数の 1.5 倍に相当する数に 10 を加えた点数
C 通知日以後 1 年を経過した日から、通知日以後 2 年を経過する日まで	別表 1 により算出した点数の 1 倍に相当する数に 10 を加えた点数
D 通知日以後 2 年を経過した日から、通知日以後 3 年を経過する日まで	別表 1 により算出した点数の 0.5 倍に相当する数に 10 を加えた点数

### 加算点数表③

(本表の適用方法)

一の処分を行う場合において、非違が左欄に掲げる期間内に行われた場合は、右欄に掲げる点数を加算する。この場合において、複数の非違が行われたときであっても、最初に行われた非違に係る点数を加算する。

期間	加算点数
A 処分を行わなかった非違が最後に行われた日 (以下この表において「最後の日」という。) から 1 年を経過する日まで	10
B 最後の日から 1 年を経過した日から、最後の日から 2 年を経過する日まで	7
C 最後の日から 2 年を経過した日から、最後の日から 3 年を経過する日まで	5

### 別表 3

(本表の適用方法)

一の処分に複数の者が含まれているときは、当該者毎にそれぞれ算出した点数を合算する。この場合において、当該者が複数の罰条に該当しているときは、最も点数の高い罰条の非違のみがあったものとして算出する。

罰 条	点 数	
	法第 43 条第 2 号	法第 43 条第 6 号に係る同条第 2 号
法第 108 条の 4、法第 109 条、法第 109 条の 2 第 1 項から第 4 項	120	70
法第 110 条、法第 111 条第 1 項から第 3 項、法第 112 条第 1 項	110	60
第 109 条の 2 第 5 項	90	50
法第 111 条第 4 項、法第 112 条第 3 項、法第 113 条	64	40
法第 112 条の 2、法第 113 条の 2	36	28
法第 114 条、法第 114 条の 2	16	8
法第 115 条、法第 115 条の 2、法第 115 条の 3	12	
法第 116 条、法第 117 条	処罰の根拠となった罰条の点数	